

那覇市公報

第 1 5 1 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則及び那覇市職員試験委員会規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 570
- 休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則の一部を改正する規則（管財課）…………… 572

訓 令

- 那覇市防災行政無線局管理運用規程（総務課）…………… 575

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 584
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 588
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 590
- 平成 2 1 年（2 0 0 9 年）9 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…………… 592

公 告

- 平成 2 0 年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）…………… 592
- 住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 628
- 平成 2 1 年度、道路位置指定（変更・一部廃止）について（建築指導課）…………… 628
- 那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙の当選人決定について（区画整理課）…………… 629

選挙管理委員会告示

○ 選挙人名簿の縦覧場所について	630
○ ポスター掲示場の設置場所について	630
○ 直接請求に要する選挙権を有する者の数について	631
○ 期日前投票所について	631
○ 期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	632
○ 投票所について	633
○ 投票管理者又はその職務代理者の氏名等について	635
○ 開票の場所及び日時について	637
○ 開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について	638
○ 投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について	638
○ 開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について	639
○ 裁判官の氏名等の掲示場所について	639

福祉事務所長訓令

○ 那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令	642
----------------------------	-----

正 誤

規 則

那覇市規則第33号

平成21年 9 月 1 日

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則及び那覇市職員試験委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員分限懲戒審査委員会規則及び那覇市職員試験委員会規則の一部を改正する規則

(那覇市職員分限懲戒審査委員会規則の一部改正)

第1条 那覇市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和48年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び副消防長をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。	(組織) 第3条 委員会は、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、 <u>会計管理者</u> 、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長及び副消防長をもって組織し、委員長は総務部長をもって充てる。
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市職員試験委員会規則の一部改正)

第2条 那覇市職員試験委員会規則(昭和49年那覇市規則第33号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 委員会は、副市長、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、副消防長及び人事課長をもって <u>充てる</u> 。 2 [略]	(組織) 第3条 委員会は、副市長、那覇市事務分掌条例(1966年那覇市条例第13号)第1条に定める部の長、 <u>会計管理者</u> 、健康福祉部参事監(健康保険局を担当する参事監に限る。)、総務部副部長、生涯学習部長、上下水道部長、副消防長及び人事課長をもって <u>組織する</u> 。 2 [略]
備考 1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第34号

平成21年 9 月 1 日

休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則の一部を改正する規則

休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則(平成6年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第3条の2に規定する那覇市役所本庁舎駐車場(以下「駐車場」という。)の本市の休日及び本市の休日以外の日の執務時間外における使用(以下「有料使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用日及び業務時間) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>次に掲げる場合は、有料使用の許可の全部又は一部を制限することができる。</u> (1) <u>予防接種の場合</u> (2) <u>駐車場の補修等のため、管理上必要があると市長が認める場合</u> (3) <u>その他市長が認める場合</u> (駐車場を有料使用できる自動車) 第4条 駐車場を使用できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車(<u>長さが4.8メートル以下、高さが2.3メートル以下及び幅が2.0メートル以下のものに限る。</u>)、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。	<u>休日等における那覇市役所本庁舎及び那覇市役所仮庁舎駐車場の使用に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、那覇市行政財産使用料条例(1971年那覇市条例第9号)第3条の2に規定する那覇市役所本庁舎<u>及び那覇市役所仮庁舎</u>駐車場(以下「駐車場」という。)の本市の休日及び本市の休日以外の日の執務時間外における使用(以下「有料使用」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (使用日及び業務時間) 第2条 [略] 2 [略] 3 <u>前2項の規定にかかわらず、駐車場の管理上その他市長が必要と認める場合は、有料使用の許可の全部又は一部を制限することができる。</u> (駐車場を有料使用できる自動車) 第4条 駐車場を<u>有料</u>使用できる自動車は、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する普通自動車、小型自動車(二輪自動車を除く。)及び軽自動車(二輪自動車を除く。)とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 |
|---|

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市役所仮庁舎への移転が完了する日までにおける那覇市役所本庁舎駐車場を有料使用できる自動車に関しては、改正前の休日等における那覇市役所本庁舎駐車場の使用に関する規則第4条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

訓 令

那覇市訓令第7号

平成21年 9 月 1 日

那覇市防災行政無線局管理運用規程を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市防災行政無線局管理運用規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、電波法(昭和25年法律第131号。以下「法」という。)その他関係法令に定めるもののほか、那覇市地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条及び那覇市防災会議条例(昭和48年那覇市条例第15号)第2条の規定に基づき那覇市防災会議が作成する計画をいう。)に基づく災害対策に係る事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する那覇市防災行政無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。
- (2) 制御器 固定系親局を遠隔操作する装置をいう。
- (3) 固定系親局 固定系子局に対して送信及び復信方式の通話ができる無線局をいう。
- (4) 固定系子局 固定系親局から送信された電波を受信して拡声装置により地域住民に情報を伝達する放送ができ、又は単独で自局放送及び固定系親局と復信方式の通話ができる屋外に設置した無線局をいう。
- (5) 管理移動局 デジタルMCA陸上移動通信により陸上移動局との通信を行う無線局をいう。
- (6) 陸上移動局 デジタルMCA陸上移動通信を行うため、移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (7) デジタルMCA陸上移動通信 一定の区域において2以上の無線局に共通に割り当てられた周波数の電波のうち、デジタルMCA制御局(使用する電波の周波数を指示して通信の中継を行う陸上移動中継局であって、デジタル方式により2以上の通信の中継を同時に行うことができるものをいう。以下同じ。)の指示する周波数の電波を使用して当該デジタルMCA制御局と陸上移動局及び管理移動局との間で行われる無線通信をいう。

- (8) 無線従事者 防災行政無線局の無線設備の操作又はその監督を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有するものをいう。

(防災行政無線局の通信系統及び設置場所)

第3条 防災行政無線局の通信系統及び設置場所は、別表のとおりとする。

(総括責任者)

第4条 防災行政無線局に総括責任者を置き、総務部長をもって充てる。

- 2 総括責任者は、防災行政無線局の管理及び運用を総括するとともに、次条の規定により設置する管理責任者を指揮監督する。

(管理責任者)

第5条 防災行政無線局に管理責任者を置き、総務部総務課市民防災室長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、総括責任者の命を受け、防災行政無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、次条の規定により設置する通信取扱責任者を指揮監督する。

(通信取扱責任者)

第6条 防災行政無線局に通信取扱責任者を置き、無線従事者である職員の中から管理責任者が指名する者をもって充てる。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、防災行政無線局を管理及び運用し、無線に係る業務を所掌する。

(管理者)

第7条 制御器を設置した課に管理者を置き、当該課の長をもって充てる。

- 2 管理者は、制御器を管理及び運用する業務を所掌するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、通信取扱者が行う防災行政無線局の運用について監督するとともに、無線業務日誌(第1号様式)の記載を行うものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の監督の下に法その他関係法令を遵守し、防災行政無線局の運用を行う。

- 2 通信取扱者は、防災行政無線局の運用に携わる一般職員とする。

(無線従事者の配置、養成等)

第10条 総括責任者は、防災行政無線局の適切な運用を図るため、無線従事者の養成及び適正配置に努め、毎年4月1日現在の無線従事者名簿(第2号様式)を作成するものとする。

2 総括責任者は、毎年1回以上通信取扱責任者等の研修を実施し、防災行政無線局の円滑な運用を図るものとする。

3 総括責任者は、無線従事者を選任又は解任したときは、無線従事者選(解)任届(第3号様式)によって総務省沖縄総合通信事務所長に届けるものとする。

(災害時の通信体制)

第11条 総括責任者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、直ちに管理責任者及び通信取扱責任者に待機を命じ、通信の確保に必要な措置を講じるものとする。

(備付書類等の管理)

第12条 通信取扱責任者は、次の各号に掲げる書類等を管理及び保管する。

- (1) 免許状
- (2) 申請書類等の副本
- (3) 電波法令集
- (4) 無線検査簿
- (5) 無線業務日誌及び無線業務日誌抄録(第4号様式)の写し
- (6) 無線従事者選(解)任届の写し

2 無線従事者が作成した無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の確認を受けるものとする。

3 無線業務日誌抄録は、通信取扱責任者が毎年1月から12月までの分を翌年1月末までに作成し、管理責任者に提出する。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能保持を確保するため、次のとおり保守点検を行うものとする。

- (1) 毎日点検 通信取扱責任者及び管理者(制御器の点検に限る。)がこれに当たる。
- (2) 毎月点検 管理責任者がこれに当たる。
- (3) 年点検 総括責任者がこれに当たる。

- 2 固定系親局の予備装置及び予備電源については、通信取扱責任者が毎月1回以上その装置を利用し、その機能を確認しておくものとする。
- 3 点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第14条 総括責任者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

- (1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 毎年1回以上
- (2) 定期通信訓練 毎年半期ごと

- 2 通信訓練は、住民への気象警報等の伝達又は通報の訓練並びに陸上移動局による情報収集及び伝達訓練を重点に行うものとする。

(補則)

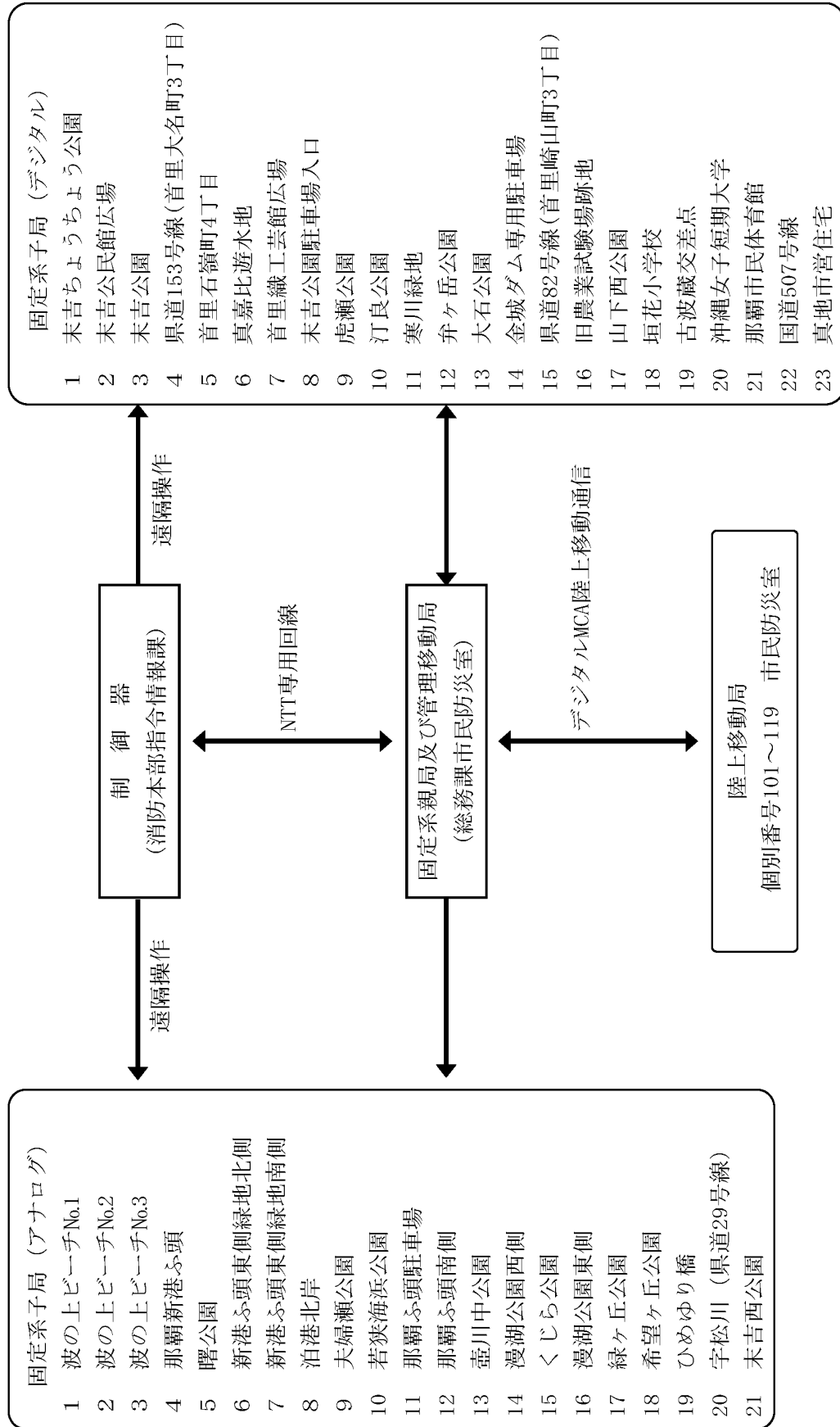
第15条 この訓令に定めるもののほか、防災行政無線局の運用方法等に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この訓令は、平成21年9月1日から施行する。

別表(第3条関係)

防災行政無線局通信系統及び設置場所



第1号様式(第8条関係)

無 線 業 務 日 誌

管理責任者	通信取扱責任者	無線従事者

固定系子局	呼 出 名 称	電波の型式	周 波 数	空中線電力
アナログ				
デジタル				

年 月 日		無線従事者		氏名	資格			
曜日	天候							
種 類	区 分	呼 出 子 局	開始時刻		送出時間	特 記 事 項	注 1	注 2
			終了時刻					
				1日の延べ通信回数		回		
そ の 他 参 考 事 項								
注1 (1) 空電、混信、受信感度の減退等の通信状態 (2) 通信事項その他参考となる事項 注2 (1) 機器の故障と原因、措置 (2) 電波の規正の指示に対する措置 (3) 非常通信の実施状況 (4) 周波数偏差の測定結果と、その措置の内容 (5) 法令違反運用局を認めた場合、その概要 (6) その他参考となる事項								

第2号様式(第10条関係)

無 線 従 事 者 名 簿

年 月 日現在

番号	ふりがな 氏 名	住 所	免 許 証 の 記 載 事 項		所 属 (部・課)
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		
			資 格		部 課
			免許証の番号	第 号	
			免許の年月日	年 月 日	
			生 年 月 日	年 月 日	
			備 考		

第3号様式(第10条関係)

無線従事者選(解)任届

整理番号

総務省沖縄総合通信事務所長 様

年 月 日

郵便番号

届出者 住所

氏名

印

(電話番号)

次のとおり無線従事者を選(解)任したので、電波法第51条の規定により届けます。

無線局の種別等

無線局の種類	呼 出 名 称	免 許 番 号	無線設備の設置場所

年 月 日現在

(ふりがな) 氏 名	資 格	免許証の番号	選任年月日	住 所

第4号様式(第12条関係)

無線業務日誌抄録

年 月 日

住 所

免許人

氏 名

印

無線局名 (呼出名称又は呼出符号を記載)			期 間	年 月 日から 年 月 日まで
無線従事者の資格	現在員数	今期中の無線従事者の異動状況		
	名	選任	名	解任
	名	選任	名	解任
	名	選任	名	解任
	名	選任	名	解任
	名	選任	名	解任
機器の故障の事実及びこれ に対する措置の概要				
空電、混信、受信感度の減 退等不良の通信状態の概要				
毎月の延べ通信時間又は通 信回数	月 別	通 信 時 間		通 信 回 数
多重無線設備の固定局 及び無線標識局の場合 は、記載を要しない。	1 月	時間	分	回
	2 月	時間	分	回
	3 月	時間	分	回
	4 月	時間	分	回
	5 月	時間	分	回
	6 月	時間	分	回
	7 月	時間	分	回
	8 月	時間	分	回
	9 月	時間	分	回
	10 月	時間	分	回
	11 月	時間	分	回
	12 月	時間	分	回
	合 計			
実験の方法、経過及び結果 の概要 (実験局に限る) 実用化試験の方法、経過及 び結果の概要 (実用化試験局に限る)				
その他参考となる事項				

告 示

那覇市告示第 8 1 号

平成 2 1 年 7 月 3 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年 7月15日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年 7月15日
提供する個人情報の 内 容	○住所：那覇市松尾 [REDACTED] [REDACTED] 上記について 1 開栓・供給開始年月日 2 需要家の名義
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：民事執行法第57条第5項)
新たな利用課 又は提供先	那覇地方裁判所 執行官 山田 善満
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 1 年 7 月 1 6 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：9 4 1 - 7 8 0 1 (2 0 7)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 2 1 年 7 月 1 6 日
提供する個人情報 の 内 容	○住 所：沖縄県那覇市辻 XXXXXXXXXX 上記に関する下記について 1 契約者名義 2 契約者住所 3 契約年月日 4 連絡先電話番号 5 料金支払方法 (金融機関名、口座番号、口座名義人)
目的外利用等 をする理由	捜査事項 (請求根拠：刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項)
新たな利用課 又は提供先	沖縄県警察本部刑事部暴力団対策課長 司法警察員 警視 平良 明一
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 0 9 8 - 9 4 1 - 7 8 0 4 (内) 2 4 3

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年 7月17日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年 7月17日
提供する個人情報の 内 容	○ 住所：沖縄県那覇市前島  上記に関すること1～5について 1. 契約年月日 2. 契約者の住所、氏名、連絡先電話番号 3. 料金支払者の住所、氏名、連絡先電話番号：2に同じ 4. 料金支払方法：納付書（請求書払い） 5. その他参考事項：特になし
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 当真 嗣邦
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 8 9 号

平成 2 1 年 8 月 1 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成21年8月11日

那覇市長 様

実施機関 消防長 宮 平



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 191 件
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成21年 8 月 11 日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	平成21年6月1日から、同年7月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、事故種別が交通事故、労働災害、加害、自損によるもの 2、搬送年月日 2、氏名 3、生年月日 5、発生場所 6、収容医療機関 7、受傷形態
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による（実施機関が職務執行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 担当 鏡平名 電話 867-1199 (内) 6711313

那覇市告示第 9 0 号

平成 2 1 年 8 月 1 7 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成21年 8月11日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 松本 親
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801 (207)
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成21年 8月11日
提供する個人情報の 内 容	○氏 名：[REDACTED] ○生年月日：[REDACTED] ○住 所：那覇市おもろまち [REDACTED] [REDACTED] 上記に関することについて 平成17年から平成20年までの上下水道料金の支払状況
目的外利用等 をする理由	調査事項 (請求根拠：国税犯則取締法第1条第2項)
新たな利用課 又は提供先	東京国税局 査察部長
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804 (内) 243

那覇市告示第 9 1 号

平成 2 1 年 8 月 2 1 日

掲 示 済

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）9 月那覇市議会定例会の招集について

平成 2 1 年（2 0 0 9 年）9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成 2 1 年 9 月 1 日（火）
- 2 招集の場所 那覇市議会議場

公 告

那覇市公告第 7 5 号

平成 2 1 年 8 月 1 4 日

掲 示 済

平成 2 0 年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第 58 条の 2 第 3 項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 4 条の規定により、平成 20 年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

< 人事行政の運営等の状況について >

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、平成 20 年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 8 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 9 その他市長が必要と認める事項
- 10 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1

那覇市役所 総務部人事課

電話 861-7499

FAX 862-0602

(用語の説明)

1 部局の区分

- (1) 市長：市長を任命権者とする市長の事務部局
- (2) 議会：市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- (3) 選管：選挙管理委員会委員長を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- (4) 監査：代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- (5) 教委：教育長を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- (6) 消防：消防長を任命権者とする消防本部及び消防署
- (7) 水道：上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- (1) 部長級：部長、参事監、会計管理者、消防長（消防正監）、議会事務局長等
- (2) 副部長級：副部長、参事、副消防長（消防監）、次長、監査委員事務局長等
- (3) 課長級：課長、室長、所長、担当副参事、副参事、消防司令長等
- (4) 主幹級：主幹、館長、消防司令等
- (5) 主査級：主査、技査、係長、児童館長、保育所長、幼稚園主任教諭、消防司令補、環境整備主査等
- (6) 主事級：主任主事、主事、主任技師、技師、消防士、保健師、保育士、幼稚園教諭、栄養士、調理員、運転手等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(H20.4.1～H21.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		59	0	0	0	9	8	3	79
昇任者数	部長級	4	0	0	0	1	0	0	5
	副部長級	8	0	0	0	1	1	0	10
	課長級	13	0	0	0	3	1	1	18
	主幹級	41	3	0	0	7	6	7	64
	主査級	56	0	0	0	11	9	6	82

(単位：人)

イ 退職者数(H20.4.1～H21.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		84	1	0	3	26	12	8	134
内 訳	定年	43	1	0	3	16	9	6	78
	勸奨	29	0	0	0	7	3	2	41
	その他	12	0	0	0	3	0	0	15

(単位：人)

退職の勸奨は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員に対し行っています。

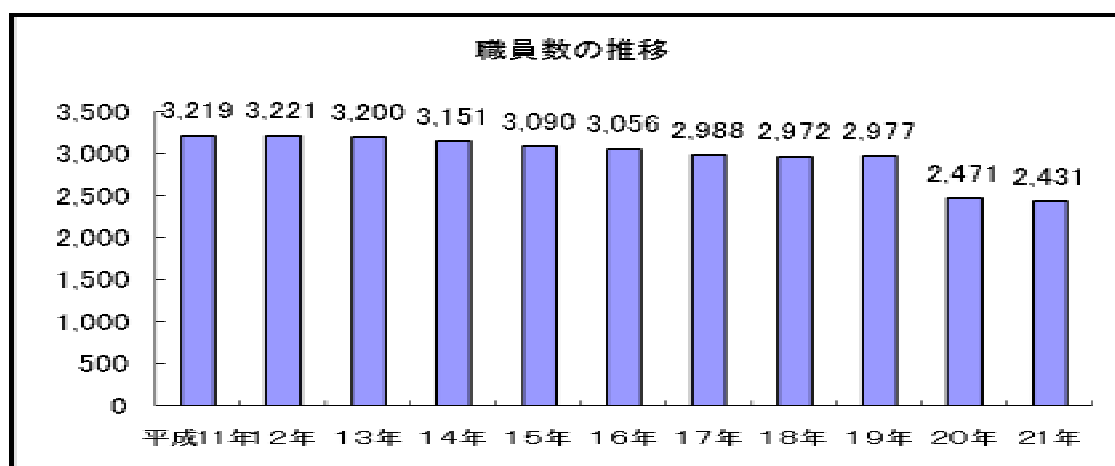
(2) 職員数に関する状況

職員数 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内 訳	部長	13	1	1	0	2	1	1	19
	副部長	24	1	0	1	3	3	2	34
	課長	141	4	1	4	27	7	19	203
	主幹	79	4	1	3	15	23	10	135
	係長	343	3	3	0	112	70	44	575
	係員	898	7	2	0	319	166	113	1505
計		1498	20	8	8	478	270	189	2471
H21 年 4 月現在の職員数		1478	19	8	8	463	271	184	2431

(単位：人)

職員数には、退職派遣職員も含まれます。



(単位：人)

各年 4 月 1 日現在。

平成 20 年 4 月 1 日那覇市立病院は、地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

2 職員の競争試験及び選考の状況

平成 20 年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び身体障がい者を対象とした選考試験

ア 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験及び選考試験

(ア) 日程

7 月 21 日	新聞公告
9 月 21 日	第 1 次試験
10 月 16 日	第 1 次試験合格発表
11 月 8 日・9 日	第 2 次試験 (保育士・幼稚園教諭以外)
11 月 15 日・16 日	第 2 次試験 (保育士・幼稚園教諭)
12 月 4 日	第 2 次試験合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験種類	試験区分	申込者数 (A)	受験者数 (B)	受験率 (%) $B/A \times 100$	一次合格者数	最終合格者数 (C)	競争率 (倍) (B/C)	採用候補者名簿 登載者の状況		
								採用者数	辞退者等数	未採用者数
行政	上級行政	644	463	71.9	55	46	10.1	39	6	1
	中級行政	122	81	66.4	7	4	20.3	4	0	0
	初級行政	133	109	82.0	6	5	21.8	4	1	0
行政職	(福祉)	41	36	87.8	9	6	6.0	6	0	0
行政職	(司書)	48	44	91.7	6	3	14.7	3	0	0
上級土木		31	21	67.7	12	7	3.0	6	1	0
上級建築		19	12	63.2	7	5	2.4	5	0	0
保育士職		47	43	91.5	12	8	5.4	7	0	1

幼稚園教諭職	109	96	88.1	11	5	19.2	5	0	0
消 防	上級消防	66	44	66.7	8	3	14.7	3	0
	中級消防	69	41	59.4	8	3	13.7	3	0
	初級消防	80	58	72.5	8	3	19.3	3	0
消防職 (救急救命士)		27	12	44.4	8	3	4.0	3	0
行政職 (身体障がい)		11	10	90.9	5	2	5.0	1	1
合計		1,447	1,070	73.9	162	103	10.4	92	9

採用候補者名簿登載者の状況は、平成 21 年 4 月 1 日現在。

(2) 選考試験

ア 那覇市職員試験委員会が実施した選考試験

職員の任免に関する規則第 3 条 1 項 1 号 (組織上の地位が主査以上の職) の選考試験

(ア) 採用の日及び採用者数

採用の日 4 月 1 日

採用人数 2 人

3 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算 (歳出総額) に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額 A (千円)	人件費 B (千円)	人件費率 (B/A)
平成 18 年度	99,811,221	20,404,019	20.4%
平成 19 年度	114,655,378	20,662,370	18.0%
平成 20 年度	114,655,378	19,788,505	17.3%

人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員 (市長・副市長・議員等) の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、平成 20 年 4 月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

平成 21 年 4 月分をあわせて表示します。

給与の種類		平成 20 年 4 月分		平成 21 年 4 月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給料	給料	2,446	3,317	2,405	3,257
諸手当	扶養手当	1,316	215	1,259	217
	住居手当	1,676	113	1,627	119
	通勤手当	2,023	58	1,996	60
	時間外勤務手当	1,154	324	1,154	340
	休日勤務手当	250	188	306	200
	夜間勤務手当	211	67	205	60
	管理職手当	258	397	244	391
	特殊勤務手当	675	49	371	69
	期末手当 *	2,909	10,630	2,256	10,261
	勤勉手当 *	2,869	5,095	2,237	4,850
	地域手当	-	-	-	-
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	0	0	0	0
	教員特別手当	11	168	19	170

* 期末・勤勉手当については、それぞれの前年度（6月と12月）における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

平成 20 年 4 月現在 1,252 人

* 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、幼稚園教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

ア 初任給の状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2 年経過後	決定初任給	2 年経過後
大学卒	172,200	184,200	172,200	184,200
短大卒	152,800	164,300	152,800	164,300
高校卒	140,100	148,500	140,100	148,500

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況 (平成 20 年 4 月 1 日現在)

学歴区分	経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
大学卒	250,800	288,900	322,600
短大卒	223,900	270,100	306,400
高校卒	205,400	250,800	288,900

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
平成 20 年 4 月	平均給料(俸給)月額	331,448 円	354,763 円
	平均年齢	43.3 歳	41.1 歳

(4) 職員手当の状況 (退職手当を除く。)

ア 扶養手当

配偶者 13,000 円

配偶者以外の扶養親族 6,500 円

配偶者のいない場合 のうち 1 人については 11,000 円

16 歳から 22 歳の子を扶養の場合 1 人につき月額 5,000 円を加算

イ 住居手当

月額 12,000 円を超える家賃の支払者・・・家賃額により最高 27,000 円まで
例) 家賃 50,000 円の場合、24,500 円

計算式 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円

持家の世帯主・・・・・・・・・・・・・・・・・・2,500 円

ウ 通勤手当

通勤距離が 2 km 以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

交通機関 (バス等) 利用者...運賃相当額 (最高限度額 55,000 円)

交通用具 (自動車等) 利用者.....距離により 2,000 円 ~ 24,500 円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

1 時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100 分の 125
週休日 (勤務の割り振りのない日) に勤務する場合	100 分の 135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100 分の 25
上記 3 つの勤務時間が深夜の場合	100 分の 25 を加算
休日に勤務する場合 (正規の勤務時間)	100 分の 135
正規の勤務時間が深夜の場合	100 分の 25

深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までです。

時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	職員数(人)	一人当たり支給年額(円)
平成 18 年度	414,154	2,211	187,315
平成 19 年度	411,973	2,182	188,805
平成 20 年度	394,446	2,153	183,208

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の割合を乗じた額を支給します。

部長	16.0%	参事監	15.0%	副部長	14.0%
参事	13.0%	課長	12.0%	副参事	11.0%

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		27.6%
支給対象職員 1 人あたり平均支給年額（試算）		58,800円
手当の種類（手当数）		31 種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.40 月分	0.675 月	2.075 月分
12 月期	1.60 月分	0.675 月	2.275 月分
計	3.00 月分	1.35 月	4.35 月分
職務級などにより加算措置があります。			

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、内閣府(派遣)等に勤務する職員に対し、給料月額等の 16%を支給しています。平成 21 年度は 17%を支給

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任(15歳以下の子のみとの同居も含む)する場合に支給します。支給額は、月額 23,000 円～68,000 円です。

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 5,000 円～20,200 円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勧奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
定年前早期退職特例措置 2 %～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

	退職手当支給者数(人)				平均勤続年数(年)	
			自己都合他	勧奨・定年	自己都合他	勧奨・定年
平成 18 年度	20	112	5,992	25,706	12.7	33.9
平成 19 年度	66	156	5,201	25,900	10.2	34.4
平成 20 年度	14	120	8,531	25,348	15.5	35.2

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 平成 20 年度における一般の職員の勤務時間等

勤務時間

1 週間あたり 40 時間

月曜日から金曜日までの 5 日間に 1 日 8 時間

1 日の勤務時間の割振り

午前 8 時 30 分から午後 0 時 15 分

午後 1 時から午後 5 時 15 分まで

(休憩時間 午後 0 時 15 分から午後 1 時まで)

週休日(勤務時間を割り振らない日)・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日(特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日)

国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

6 月 23 日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況(H20.4.1～H21.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	15.1	15.8	17.0	19.0	14.3	19.2	17.5	15.3
行使率(%)	75.5	79.0	85.0	95.0	71.5	96.0	87.6	78.1

行使率は毎年度新規付与日数(20日)に対する行使日数の割合

イ 夏期休暇(5日)の行使状況(H20.4.1～H21.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.7	4.9	4.9	5	4.2	4.8	4.9	4.7
行使率(%)	94	98	98	100	84	96	98	93

ウ その他の主な休暇取得者数の状況(H20.4.1～H21.3.31)

部局 休暇の種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	171	2	1	0	29	10	12	225
出産休暇	38	0	0	0	0	1	2	41
育児休暇	8	0	0	0	0	0	2	10
子の看護休暇	118	0	2	0	32	39	38	229
介護休暇	6	0	0	0	2	1	0	9

(単位:人)

私傷病休暇の状況は、5日以上の長期間にわたる場合のみです。

(3) 育児休業等の取得者数の状況(H20.4.1～H21.3.31)

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	1	0	0	0	0	0	1	2
	女	44	0	0	0	32	2	5	83
	計	45	0	0	0	32	2	6	85
部分休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	10	0	0	0	1	1	0	12
	計	10	0	0	0	1	1	0	12

(単位:人)

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)は、平成 20 年度は病気による休職のみでした。

病気による休職者数の内訳は、次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
病気休職	52	0	0	0	22	1	0	75

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)は、平成 20 年度は 1 件でした。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	1	0	0	0	0	0	0	1

6 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

平成 20 年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数)(H20.4.1～H21.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可職員数	181	0	0	0	30	7	41	259

健康診断(人間ドックを含む。)等は、除いています。(単位:人)

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができるとなっています。

平成 20 年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数(H20.4.1～H21.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事許可件数	66	0	2	0	21	4	4	97

(単位:件)

7 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員の研修の状況

ア 平成20年度研修所実施研修総括表

研修名		回数	参加者数	期間(日)
基本研修	新採用職員前期研修	1	72	9
	新採用職員後期研修	1	75	3
	現任職員研修	1	53	2
	新任主査級研修	1	58	3
	現任主査級研修	1	31	2
	新任課長研修	1	21	3
	現任課長研修	1	26	2
	管理職員特別研修	1	234	1
	新任主幹研修	1	60	3
	(小計)	9	630	28
専門研修	問題解決能力強化研修	1	14	2
	接遇研修	4	129	2
	接遇インストラクター養成	6	10	6
	(小計)	11	153	10
実務研修	文書事務研修	1	23	2
	サービス・給与事務等基礎研修	1	38	2
	財務会計研修	1	58	2
	(小計)	3	119	6
研修所主催研修合計		23	902	44

派遣研修

研修名		回数	人員	期間(日)	
県外	国派遣研修（内閣府）		1	1	1 年
	国土交通大学校派遣研修		1	1	12
	全国市町村国際文化研修所派遣研修（欧州・中国・韓国）		3	3	11～13
	全国市町村国際文化研修所派遣研修	政策実務セミナー	6	6	3～10
	市町村職員中央研修所派遣研修	専門実務研修課程	12	12	8～10
		自治政策課題研修課程	13	13	3～8
		情報技術研修課程	1	1	8
	公務能率（NOMA）派遣研修		2	2	2
	（小計）		39	39	—
	沖縄県自治研修所派遣研修		26	259	1～3
	県内大学・大学院派遣研修		—	—	—
	（小計）		26	259	—
派遣研修合計		65	298	—	
総 合 計		88	1,200	—	

イ 基本研修実施状況
新採用職員前期研修

目 的	(1)地方公務員としての意識の確立を図る。 (2)那覇市職員として必要とされる基礎的な知識、技能、態度等を習得させ、職場への適応力を養う。 (3)多くの優秀な講師とじかに接することにより、モチベーションを高め、今後の人脈づくりの第一歩とする。		
対象者	平成 20 年 4 月 1 日付採用職員及び平成 19 年度中途採用職員		
期 間	平成 20 年 4 月 1 日(火)～4 月 11 日(金) 9 日間 消防職員は 4 月 1 日(火)～4 月 3 日(木)まで(4 月 4 日消防学校入校のため) 幼稚園教諭は 4 月 2 日(水)～4 月 4 日(金) 3 日間(5 人)		
会 場	(1)那覇市人事課職員研修所(新都心銘苅庁舎 3 階) (2)森の家みんな(宿泊研修)		
修了者	72 人(消防職員 8 人を除く)(80 人) ()内数字は対象者		
研 修 内 容	時間数	講 師 ()内は前課	
オリエンテーション	1.5	職員研修所 担当職員	
開講式	0.5	総務部 部長 宮里 千里	
給与等提出書類説明	1.5	人事課 担当職員	
ＩＣカード用写真撮影	1	人事課 担当職員	
市長講話・記念写真撮影	1	市長 翁長 雄志	
公務員倫理	1	教委)生涯学習部 副部長 上原 郁夫 (人事課 課長)	
サービス・休暇	1.5	人事課人事 G 主査 波平 治	
給与のあらまし	1.5	人事課給与 G 主査 棚原 香代子	
福利厚生・安全衛生	1	子育て応援課 主幹 儀間 ひろみ(人事課 主査)	
生活習慣病予防	1.5	人事課 保健師 宮城 京子	
男女共同参画社会の実現をめざして	1.5	商工振興課 担当副参事 本庄 和子 (平和交流・男女参画室 副参事)	
市民との協働	2	市民協働推進課 主査 山城 忠信 担当副参事 田島 壽博	
那覇市の組織と仕事	1.5	経営企画室 副参事 嘉手納 良三	
那覇市新庁舎建設事業について	1	新庁舎建設室 副参事 内間 章 主幹 西原 浩也	
福祉のまちづくり	1.5	福祉政策課 主事 池原 哲之 主事 宮里 真由美	

研 修 内 容	時間数	講 師
接遇研修 (内部講師による)	7.5	中央図書館 主幹 新垣 絹代 経営企画室 主幹 知念 弘美 労働農水課 主査 當間 順子 障害福祉課 主査 座安 まり子 人事課 主査 安座間 勉 国保後期高齢医療課 主事 新垣 三千代 環境政策課 主事 又吉 盛斗 建築工事課 技師 玉村 和彦
電子自治体職員のＩＴマナーとセキュリティ	1	財政課 参事 上江洲 正美 (情報政策課 課長)
ポータル・セキュリティ研修	2	情報政策課 主事 鹿島 大吾 主事 末吉 章子
文書事務のあらましと文書管理システム	4	総務課 副参事 玉城 昭夫
那覇市の環境政策 ＩＳＯ14001 とチャルステップ	3.5	環境政策課 主査 高良 徹
総合計画のあらまし	2	経営企画室 副参事 城間 悟
地方自治制度	1.5	環境政策課 副参事 高良 喜宏 (商工振興課)
予算のしくみ	2	財政課 主査 益岡 哲也
那覇市の防災行政	1.5	市民防災室 室長 平良 常雄
市政の課題について	2.5	なは街活性化室 室長 野原 巴
環境ワークショップ	6	NPOエコ・ビジョン沖縄 チームリーダー 藤井 晴彦
那覇市の歴史と文化	2.5	教育委員会文化財課 課長 古塚 達郎
ISO9001 について	1	経営企画室 主幹 照屋 満
先輩職員と語る	2.5	下水道課 技師 謝花 建吾 市営住宅室 技師 今野 あゆみ こども政策課 主事 新垣 美乃 観光課 主事 石原 愛里子 資産税課 主事 世名城 盛勝 保護課 主事 比嘉 哲也
自己を磨く ～研修を活用して	1	職員研修所 所長 町田 恵子
アンケート・閉講式	0.5	総務部 副部長 知念 覚

新採用職員後期研修

目 的	職務遂行に必要な知識を習得するとともに、採用から現在までの6カ月間を振り返り、仕事への取り組み方、心構えを再点検し、今後の自己啓発の動機づけを行う。		
対象者	平成20年度新採用職員前期研修受講者(但し、消防職員も含む)		
期 間	平成20年10月8日(水)～ 10月10日(金) 3日間		
会 場	那覇市職員研修所 第1研修室ほか		
修了者	75人 (80人)()内数字は対象者		
研 修 内 容	時間数	講 師	
講話	1	副市長 與儀 弘子	
那覇市の条例・規則について	2	総務課 主任主事 石嶺 伝彦	
第4次那覇市総合計画について	1	経営企画室 副参事 具志 真孝	
メンタルヘルス～セルフケアの大切さ～	3	人事課 保健師 宮城 京子 心理相談員 関谷 綾子	
～わたしたちもできる正しい救命～ 普通救命講習と心肺蘇生法実習	3	消防本部 救急課 救急指導係長 徳元 律夫 外	
那覇市まちぐわ～散策(那覇の街を知る)	4	国際通り商店街振興組合連合会 専務理事 比嘉 司 那覇市第一公設市場 副組合長 栗国 智光	
海外研修を終えて	1	建築工事課 副参事 饒平名 任	
半年間を振り返って・自己PRの時間	2.5	職員研修所 担当職員	
研修カード・アンケート・閉講式	0.5	職員研修所 担当職員	

現任職員研修

目 的	本市の中堅職員として、その役割と職務の重要性を認識するとともに、職務遂行に必要な知識の向上及び、問題解決能力の養成、効率的な仕事の進め方等を習得する。	
対象者	平成 12 年度採用及び 11 年度中途採用したした職員	
期 間	平成 20 年 5 月 22 日(木)～5 月 23 日(金) 2 日間	
会 場	那覇市消防本部 消防庁舎 4 階講堂	
修了者	53 人 (73 人)()内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
問題解決能力の養成と 効率的な仕事の進め方	14	A O I 企画 代表取締役 高橋 修

新任主査級研修

目 的	新任主査級職員(監督者)に求められるマネジメント、コミュニケーション、リーダーシップ等及び政策形成の技術と知識を習得する。	
対象者	平成 19 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日主査級(相当職含む)昇任職員	
期 間	平成 20 年 7 月 28 日(月)～7 月 30 日(水) 3 日間	
会 場	職員研修所第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)	
修了者	58 人 (74 人)()内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
開講オリエンテーション	0.5	職員研修所 担当職員
「那覇市議会」議会運営	1.5	議事課 副参事 上原 俊
講話	0.5	市長 翁長 雄志
メンタルヘルス	1	人事課 主査 中村 裕子
新人事評価制度・人材育成・職務改善	3	人事課 副参事 波平 治
政策形成研修 主査級職員の責任と役割	14	あしコミュニティ研究所 代表取締役 浦野 秀一

現任主査級研修

目 的	業務の効率化、判断力、問題解決力、コーチングスキルとともに、部下育成の為にリーダーシップ能力などの習得	
対象者	平成 18 年度主査級昇任職員	
期 間	平成 20 年 4 月 24 日(木)～4 月 25 日(金) 2 日間	
会 場	職員研修所第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)	
修了者	31 人 (45 人)() 内数字は対象者	
研 修 内 容		講 師
問題解決能力の向上とコーチング		14 株行政マネジメント研究所 池田 玲子

新任課長研修

目 的	管理職として必要な基礎知識や管理技法の習得及び行政需要の変化に対する適応力を要請する。	
対象者	平成 20 年度課長(相当職を含む)昇任職員及び前年度未修了者	
期 間	平成 20 年 5 月 19 日(月)～5 月 21 日(水) 3 日間	
会 場	職員研修所 第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)	
修了者	21 人 (27 人)() 内数字は対象者	
研 修 内 容		時 間 数
開講オリエンテーション		0.5
文書審査		0.5
管理職のための議会運営の実際		1
行財政改革		1
講話「新任課長に期待する」		0.5
出納事務		0.7
人事管理		0.7
職場のメンタルヘルス		1.3
那覇市の中長期財政計画		0.8
管理監督者の基本的役割 プレゼンテーションの基礎 コーチングの基礎		15
		AOI 企画 代表取締役 高橋 修

現任課長研修

目 的	管理職の状況適応能力・リーダーシップの強化及び危機管理に関する基本的な知識と技術を習得する		
対象者	課長職昇任後3年目(平成17年4月1日～平成18年4月1日までに昇任)の職員及び前年度未終了者		
期 間	平成20年8月14日(木)～15(金) 2日間		
会 場	職員研修所第1研修室 (新都心銘苅庁舎3階)		
修了者	26人 (36人)()内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
講和「現任課長に期待する」		0.5	副市長 與儀 弘子
変化の対応とマネジメント 異常事態発生時における組織対応 変化に対応し変化を創る政策形成(実習)		11.4	人材開発研究所 代表取締役 菊池 隆志

管理職員特別研修

目 的	市長講話と外部講師の講演をとおり、管理・監督職としての資質向上を図るために本研修を行う。 今年度は「合併しない宣言」「議会改革」など全国が注目する行財政改革や独創的な地域づくりを行っている福島県矢祭町の前町長を講師に迎え、変革の時代における行政の施策や組織経営のあり方、リーダーシップなどについてご講演頂き、管理職の意識と行動のあるべき姿について認識を深めることとする。		
対象者	316名(特別職6名・管理職職員310名)		
期 間	平成20年1月18日(金)13:20～16:00		
会 場	パレット市民劇場		
修了者	234人 (316人)()内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
講演 「矢祭町が教える - 『地方分権と地域づくり』 今後の管理職は如何にあるべきか」		1.5	前矢祭町長 根本 良一

新任主幹研修

目 的	課長を補佐するための専門知識や業務遂行能力を育成する。		
対象者	平成 20 年度主幹(相当職を含む)昇任職員及び前年度未終了者		
期 間	平成 20 年 4 月 21 日 (月) ~ 4 月 23 日 (火) 3 日間		
会 場	職員研修所 第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)		
修了者	60 人 (62 人)() 内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
監査のポイント		1.2	監査事務局副参事 儀間 真治
環境		2.2	環境政策課 ^セ DMission推進室 室長 島田 聡子 環境政策課 主査 高良 徹 主査 渡真利 治
メンタルヘルス		1	人事課 副参事 野原 健一 主査 宮里 和子
講話「新任主幹に期待する」		1	市長 翁長 雄志
市民協働		2.2	市民協働推進課 担当副参事 未吉 正幸
新任主幹研修「監督者の役割」 主幹職の責務と役割 職場マネジメントの実践		14	行政マネジメント研究所 池田 玲子

ウ 専門研修実施状況

接遇研修

目 的	接客応対・電話応対の基本を実践をとおして学ぶとともに、クレーム等の初期対応の基本を学ぶ。		
対象者	所属長の推薦する職員、臨時・非常勤職員		
期 間	平成 20 年 5 月 14 日		
会 場	職員研修所 第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)		
修了者	73 人 (77 人)() 内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
1 基本マナー 2 電話のマナー 3 クレーム対応		7	国保・後期高齢医療課 主事 新垣 三千代 環境政策課 主事 又吉 盛斗 建築工事課 技師 玉村 和彦 人事課 主査 安座間 勉 労働農水課 主査 當間 順子

所属長接遇研修

目 的	所属長が職員の接遇能力向上に向け、各職場で指導するにあたってのポイントについて研修を行う。		
対象者	各課の所属長		
期 間	平成 20 年 11 月 28 日 (午前・午後の 2 回)		
会 場	職員研修所 第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)		
修了者	56 人 (70 人)()内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
1 接遇の基本的な心構え	7		人事課職員研修所
2 基本のマナー			参事 (所長) 町田 恵子
3 電話対応			主査 比嘉 浩剛
4 クレーム対応			主査 根間 秀幸

接遇インストラクター (内部講師) 養成研修

目 的	市長の施策である「市役所は、市民に対する最大のサービス産業」を実現するため、職員の接遇・コミュニケーション能力を全庁的に向上させる必要がある。 そのため、接遇インストラクター (内部講師) を養成し、主催研修、職場研修の際に、講師 (手本) として活用する。		
対象者	これから接遇インストラクターを目指す職員及び各部局長からの特段の推薦のあるもの		
期 間	平成 20 年 7 月 ~ 10 月		
会 場	職員研修所 第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)		
修了者	10 人 (12 人)()内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
接遇インストラクター (内部講師) 研修		32	コンサルティング 株式会社 代表 大城 久美子

問題解決力強化研修

目 的	業務上発生する問題を効率的に解決する方法を学び、業務を迅速に遂行出来る能力を身につける		
対象者	所属長が推薦する全ての職員		
期 間	平成 20 年 10 月 23 日 (木) ~ 24 日 (金) 2 日間		
会 場	職員研修所 第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)		
修了者	14 人 (16 人) () 内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
「循環型問題解決技法研修」		15	日本人材育成協会株式会社 セールスマネージャー兼シニアインストラクター 宮本 秀明

エ 実務研修実施状況

文書事務研修

目 的	職員の起案能力を高めるとともに、契約文書及び法規文書等、文書事務全般についての理解を深め、事務処理能力の向上を図る。		
対象者	希望する職員及び所属長の推薦する職員		
期 間	平成 20 年 7 月 16 日 (水) ~ 7 月 17 日 (木) 2 日間		
会 場	職員研修所 第 1 研修室・P C 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)		
修了者	23 人 (29 人) () 内数字は対象者		
研 修 内 容		時間数	講 師
「契約文書作成」		3	契約検査室 主任主事 戸張 洋史
「文書事務」 公用文書の作成・保存・ファイリング・廃棄		4	総務課 主幹 新里 亨
「法規文書について」		3	総務課 主幹 石原 昌弘

サービス・給与事務等基礎研修

	サービス・給与・福利厚生・旅費等に関する基礎知識を担当者が直接習得することによって、事務の適正な執行と能率の向上を図る。	
対象者	(1)各課の希望する文書主任・副主任 (2)特に所属長の推薦する職員	
期 間	平成 20 年 5 月 28 日 (水) 1 日間	
会 場	職員研修所第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)	
修了者	38 人 (42 人)()内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
サービス事務	2	人事課 主査 津波古 文雄
サービス事務 (臨時・非常勤)	1.5	人事課 主任主事 服部 敦
安全・衛生	0.5	人事課 主査 宮城 寿満子
共済組合	1	人事課 主査 棚原 香代子
旅費事務	2	人事課 副参事 波平 治

財務会計研修

目 的	予算・決算、物品会計、出納(収入・支出、支出審査事務等)並びに監査等の財務会計事務を体系的に学ぶことにより、財務会計事務担当者の重要性を確認し、適正な事務の執行と能率の向上を図る。	
対象者	財務会計事務担当職員(臨時・非常勤を含む)及びその係長相当職	
期 間	平成 20 年 6 月 26 日(木)~6 月 27 日(金) 2 日間	
会 場	職員研修所 第 1 研修室 (新都心銘苅庁舎 3 階)	
修了者	58 人 (67 人)()内数字は対象者	
研 修 内 容	時間数	講 師
予算・決算事務	2	財政課 主査 譜久村 和範
物品会計事務	3	管財課 主査 惣慶 敦子 管財課 主査 玉城 光代
会計事務の概要	0.5	出納室 副参事 當山 一
出納事務	0.7	出納室 主査 上原 剛
債権者登録	0.7	出納室 主任主事 上原 美紗子
支出審査事務・財務会計システム	3	出納室 主任主事 豊里 正章
収入事務	1	出納室 主査 比嘉 たつ子
歳計外事務	1	出納室 主任主事 田場 陽子
監査事務	2	監査事務局 副参事 儀間 真治

オ 平成 20 年度職場研修実施状況

各職場で主催した職員研修

職場研修全部局合計 (市立病院を除く)	実施回数	延べ参加人数	経費(報償費等)
	200 回	7,575 人	772,250 円

<総務部>

課名	研修名(対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
人事課	退職準備講座	1	2	120	0
	メンタルヘルス基礎研修(30代以上の一般職員)	2	10	395	20,000
	腰痛予防研修会	1	8	61	12,000
	かむかむ教室	1	2	9	9,000
	熱中症予防講習会	1	6	80	0
	メンタルヘルス研修(管理監督者)	2	10	49	24,000
	メンタルヘルス研修(主幹以上)	1	1	198	30,000
	栄養士講話	2	3	30	6,000
管財課	交通安全講習会(公務で車両を運転する職員)	2	8	30	0
新庁舎建設室	平成20年度事務状況について(部長、副部長、前室長、室全職員)	1	4	10	0
総務部計		14	-	982	101,000

<企画財務部>

課名	研修名(対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
経営企画室	I S O 9 0 0 1 全体研修	11	5	1,560	0
	I S O 9 0 0 1 管理職研修	2	5	93	0
	I S O 9 0 0 1 推進員研修	1	5	70	0
	I S O 9 0 0 1 各部勉強会	10	6	180	0
	I S O 9 0 0 1 内部監査研修	2	8	52	0
	I S O 9 0 0 1 本審査フォローアップ研修	2	12	79	0
財政課	決算統計研修	5	5、6	45	0
情報政策課	平成20年度セキュリティ研修	1	7	190	0

納税課	新任者 部研修	1	4	13	0
	新任者 部研修	1	7	24	0
資産 税課	固定資産税基礎研修	5	5	40	0
市民 税課	新任研修	1	7	8	0
税制課	新任研修(支所へ採用された非常 勤職員)	1	5	3	0
	税務基礎研修	1	5	30	0
企画財務部計		44	-	2,387	0

<市民文化部>

課名	研修名(対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
市民課	新任研修(市民課に新たに配属され た職員)	1	4	31	0
市民文化部計		1	-	31	0

<環境部>

課名	研修名(対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
環境 政策課	環境部新任配属職員研修	1	5	29	0
	I S O 1 4 0 0 1 課内研修	1	6	23	0
クリーン 推進課	熱中症予防講習会(全職員)	1	5	55	0
	生活習慣病講習会(全職員)	1	6	45	0
	メンタルヘルス講習会(全職員)	1	7	29	0
	交通安全講習会	3	7・11・3	216	0
環境 保全課	環境 I S O 1 4 0 0 1 研修	1	6	28	0
環境部計		9	-	425	0

<健康福祉部>

課名	研修名(対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
福祉 政策課	新任研修(福祉部へ異動してきた 職員)	1	4	98	0
	専門研修(相談及び直接支援を主 な業務とする職員及び非常勤職 員)	1	7	55	73,250

チャーム んじゅう 課	新任研修(課へ異動してきた職員、臨時、非常勤)	1	8	41	0
	介護認定審査会委員研修	2	2・3	60	0
障がい 福祉課	オリエンテーション(課に異動してきた職員、臨時、非常勤)	1	5	30	0
	カウンセリング(職員と臨時・非常勤職員)	1	8	35	0
保護課	保護課担当新任職員研修(第一部)	1	4	26	0
	平成 20 年度病状把握研修	1	4	40	0
	保護課担当新任職員研修(第二部)	1	6	26	0
	保護担当現任職員研修(後期高齢者医療制度)	1	9	14	0
	平成 20 年度生活保護担当現任職員研修(メンタルヘルス)	1	3	15	0
健康福祉部計		12	-	440	73,250

<こどもみらい部>

課名	研修名(対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
こども 政策課	幼稚園新任主任研修会	10	4～3	360	16,000
	幼稚園主任主任連絡会	3	6・7・10	15	0
	園長・主任研修会(園長及び主任教諭)	2	4～3	144	6,000
	幼稚園教諭研修会(公私立幼稚園教諭)	2	6・11	200	20,000
	研究主任研修会(幼稚園研究主任)	3	6・7・10	108	0
	定臨・補充研修会(定臨・補充教諭)	1	4	60	0
	預かり保育指導員研修会(預かり保育指導員)	1	4	38	0
	採用3年未満研修会	1	8	12	0
	幼保小合同研修会	1	10	160	10,000
	こどもみらい部新規異動職員研修	1	5	30	0

課名	研修名 (対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
子育て 応援課	卓球の指導法について (児童厚生員)	1	6	33	6,000
	ボディトークの方法 (児童館厚生員)	1	9	33	6,000
	ことばのもつ癒しの力について (児童厚生員・児童クラブ指導員)	1	1	60	6,000
	障がい児保育について	5	4	277	0
	障がい児保育について	1	5	71	0
	保育の課題、取り組みの工夫	1	7	95	0
	・排泄の自立と危険回避・就園 就学に向けて現状と課題・意欲 を育て次のステップアップへ	1	9	153	0
	・一人ひとりの成長を自信つな げよう・ことばを通してコミュ ニケーションを広げる・年間の まとめ	1	2	158	0
	発達障がいのある子どもへの支 援について	1	9	120	20,000
	発達障がいを巡って	1	6	50	10,000
	コラージュについて	1	9	46	6,000
	児童家庭相談のあり方について (子育て支援室職員及び家庭相 談員、育児専門支援員)	5	10～3	50	50,000
こども みらい課	こんにちは赤ちゃん訪問員養成 講座 (市が委嘱する訪問員及び 事業担当職員)	2	2・3	60	42,000
	乳児担当研修	2	4・7	129	21,000
	保育所リーダーの専門性を高め る研修報告	1	4	15	0
	パート職員研修	1	5	37	20,000
	職員育成について	1	5	15	0
	食中毒の予防と保育施設の衛生 管理	1	5	184	12,000
	新・保育所保育指針に学ぶ	1	5	400	30,000
	歯の健康	1	6	98	10,000

こども みらい課	新採用保育士研修	3	7・9・ 1・2	15	0
	新指針第2章と第3章のポイント	1	7	300	60,000
	4・5歳児童担当研修	3	7・9・1	45	0
	乳幼児に多い感染症の予防	1	8	117	15,000
	乳児担当チーム保育について	1	8	15	12,000
	乳幼児の事故予防と安全管理	2	9・10	79	9,000
こどもみらい部計		66	-	3,782	387,000

<都市計画部>

課名	研修名(対象職員)	実施 回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
都市計画 課都市デ ザイン室	景観基礎研修(都市計画部・建設 管理部の35歳以下の技術職員)	3	7・8・12	62	0
	景観専門研修(都市計画部・建設 管理部の35歳以下の技術職員)	2	11・1	87	14,000
都市 計画課	環境に配慮したまちづくり勉強 会(都市計画課及び関係課職員)	1	2	18	9,000
	市民参加の場づくりに悩む職員 のための講座(建設管理部・都市 計画部職員)	1	2	18	56,000
	都市観光とまちづくり勉強会(都 市計画課及び関係課職員)	1	3	16	15,000
	歴史に学ぶ那覇のまちづくり勉 強会(都市計画課職員及び関係課 職員)	1	3	10	19,500
	沖縄の家並みを考える勉強会(都 市計画課職員及び関係課職員)	1	3	34	18,000
建築 指導課	構造計算ソフトの取り扱いにつ いて(建築確認審査担当者)	1	6	7	0
	2項道路管理システム操作研修 (課内全職員)	2	6	15	0
市街地 整備課	住居表示整備視察	1	5	3	0
	研修報告会(全国市街地再開発事 業基礎研修会)	1	6	10	0
	研修報告会(安全・安心まちづく り)	1	8	10	0
	市街地再開発事業に関する課内 勉強会	1	8	20	0

	研修報告会 (国土交通大学校)	1	10	10	26,000
	出張報告会(アスベスト処分場及び鉛処分場)	1	3	10	0
契約 検査室	電子納品対応CADソフトウェアの操作等研修	3	5	69	346,500
	技術向上発表会	1	10	100	0
都市計画部計		23	-	499	504,000

<建設管理部>

課名	研修名 (対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
市営 住宅室	収入申告書受け付け業務説明会	2	5	8	0
	空き家待ち募集業務説明会	2	12・1	8	0
	新システム操作研修	4	1	16	0
建設管理部計		8	-	32	0

<会計管理者>

課名	研修名 (対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
出納室	課内研修	1	4	8	0
会計管理者計		1	-	8	0

<消防本部>

課名	研修名 (対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
消防本部 救急課	症例検討会及び入力説明会 (救急隊)	3	7	45	0
	入力説明会及びトリアージ訓練 (救急隊)	6	11	45	0
	応急手当指導員講習会 (消防職員)	3	1	64	0
	救急有資格者再教育 (消防職員救急有資格者)	2	3	50	0
西消防署 本署	硫化水素勉強会 (西消防署職員)	2	4	23	0
	B C 災害訓練勉強会 (西消防署職員)	1	4	11	0
	硫化水素事案勉強会 (西消防署職員)	1	6・7	41	0

西消防署 本署	熱中症対策勉強会（西消防署職員）	1	7	13	0
	ハイブリット車に関する勉強会（西消防署職員）	1	8	12	0
	ポンプ車機関勉強会（西消防署職員）	1	9	6	0
	安全運転講習会（西消防署職員）	1	12	10	0
	電気講習会（西消防署職員）	1	10	14	0
	ガソリン等放火火災についての勉強会（西消防署職員）	1	1	14	0
	自動火災報知設備操作勉強会（西消防署職員）	1	2	13	0
	B C 災害対応勉強会（西消防署職員）	1	3	14	0
消防本部計		26	-	375	0

<教育委員会>

課名	研修名（対象職員）	実施回数	実施月	延人数	経費 （報償費等）
総務課	指導主事・受入職員・新規採用職員研修（指導主事・受入・新規採用職員）	1	4	35	0
	給食関係職員安全管理研修（栄養士・調理員）	1	8	67	30,000
	学校事務研修（学校事務補助員及び県費学校事務）	1	8	184	0
	ポータル（庶務統合・文書管理）研修（職員一般）	1	4	14	0
	小中学校安全衛生研修（教頭県費）	1	4	14	0
	学校図書館事務研修	1	12	29	0
中央図書館	那覇市立図書館職員研修会（新任職員及び4月異動職員）	1	4	20	0
中央図書館	窓口業務における行政対暴力の対応について（図書館職員）	1	7	30	0
	那覇市立図書館全館研修会（視聴覚資料を安全・有効に使うために）（図書館職員）	1	12	20	0
総合青少年課	新職員研修（異動職員・新採職員）	7	4～6	55	0
	応急手当講習（課内職員）	1	4	30	0
学務課	システム操作研修説明会（新任教頭・新任学校事務職員等）	1	4	30	0

	学校事務研修会 (教頭・学校事務職員等)	1	4	107	0
学校給食室	新規栄養士及び臨時非常勤調理員衛生研修 (栄養士・調理員)	1	4	30	0
	夏期衛生研修会 (学校給食関係者)	2	7	250	12,000
	学校栄養士職員研修会 (栄養士)	1	12	13	0
学校教育課	特別支援教育ヘルパー研修会	3	4・9・3	100	0
	AET・JTEミーティング	4	4・6・10・1	184	0
教育委員会計		30	-	1,212	42,000

<議会事務局>

課名	研修名 (対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
議事管理課	議会運営について (議事調査課職員)	1	5	4	0
議会事務局	新人議員研修 (補正選挙で当選した議員)	1	11	5	0
議会事務局計		2	-	9	0

<上下水道局>

課名	研修名 (対象職員)	実施回数	実施月	延人数	経費 (報償費等)
総務課	平成 20 年度採用新規採用職員及び他部局受入職員のための局内研修 (新規採用職員、他部局受入職員、臨時・非常勤)	1	4	19	0
	各課業務説明会	1	7	25	0
	安全衛生関係研修～喫煙・禁煙について～	1	12	10	0
上下水道局計		3	-	54	0

(2) 職員の勤務成績の評定の状況

市長事務部局においては、地方公務員法第 40 条第 1 項に基づき人事評価(実績評価及び能力評価)を下記のとおり実施し、職員の指導、研修及び配置換に活用することとしています。他の任命権者においても、市長事務部局にならって実施、試行又は検討を行っています。

ア 人事評価の実施日程

平成 20 年度における市長事務部局の人事評価の実施日程は以下のとおりです。

目標設定面談 平成 20 年 5 月

中間面談 平成 20 年 8 月 (管理職は 10 月)

評価面談 平成 21 年 1 月

イ 評価対象者数

平成 20 年度において人事評価の対象となった職員数は、休職、育児休業、派遣等により対象外となった職員を除き、以下のとおりです。

評価対象者数

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
対象者数	1,317	0	8	8	439	0	186	1,958
人事評価の実施	実施	検討中	検討中	検討中	実施	検討中	実施	

(単位:人)

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	実施月、受診者数等
定期健康診断	市長 消防	平成 20 年 7 月～10 月 対象:全職員(ただし、人間ドック等受診者除く) 受診者:1,316 人
	教委	平成 20 年 7 月 28 日～29 日、9 月 24 日～25 日 対象:学校事務と図書館事務以外の職員 (人間ドック等受診者除く) 受診者:366 人
	上下 水道	平成 20 年 9 月 29 日～30 日 対象:全職員 受診者:165 人
大腸がん検診	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:38 人
喀痰診断	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:33 人
胃癌検査	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:27 人
肝炎検査	上下 水道	定期健康診断時 対象:希望者 受診者:13 人
特定業務従事者健診	市長	平成 21 年 2 月 対象:那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者:17 人

V D T 定期健康診断	上下 水道	定期健康診断時 対象：希望者 受診者：31 人
項目	部局	実施月、受診者数等
手話通訳者健康診断	市長	平成 20 年 11 月 受診者：2 人 対象：障がい福祉課に勤務する手話通訳者
頸肩腕健康診断	市長	平成 20 年 12 月 受診者：5 人 対象：総務課に勤務する電話交換手
救急隊員健康診断	消防	平成 20 年 2 月 対象：救急隊員 受診者：4 5 人
水難救助隊員健康診断	消防	平成 20 年 1 月～2 月 対象：水難救助隊員と して任命された職員 受診者：4 3 人
破傷風予防接種	市長	平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月（通年） 対象：クリーン推進課、土木管理事務所、環 境保全課、公園管理事務所、環境施設組合の 現業職員 受診者：129 人
HB S 抗原・抗体検査、B 型肝炎予防接種	市長	平成 20 年 4 月～平成 21 年 3 月（通年） 対象：クリーン推進課等に勤務する現業検 査：8 人 予防接種：9 人

* 上記表中、「実施月、受診者数等」欄の受診者には臨時・非常勤職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 消防	産業医による健康相談		全職員 月3回（内科1回2時間・精神科2回各2時間）
	栄養士による栄養相談		全職員 月に1回4時間（嘱託栄養士）
市長 消防	保健師 による 健康相 談	クリーン推進課	クリーン推進課職員 月に1回1時間半
		土木管理事務所	土木管理事務所 月に1回1時間
		保育所巡回 （H20未実施）	保育所、給食センター、療育センターの職員 （保育士、用務員、調理員等）
		消防職全職員	平成20年中：保健師による心の健康チェック 受講者：270人
部局	相談名		対象者・内容等
市長 消防	保健師 による 健康相 談	日常の健康相談	全職員、本庁保健室（毎日） 銘苅庁舎保健室（毎週1回火曜日） 保健室にて来所相談、電話相談、検診結果な どの一般相談、ケガや症状の対応、メンタル 相談

全	メンタルヘルス相談	全職員 心理相談員によるカウンセリング 1 開設日 月～木 2 相談回数 752回 (メール・電話含む)
市長	心の健康チェック	全職員 イントラ画面より入力 実施日：平成20年6月16日～6月27日 回答数：731件
教委	産業医による健康相談	対象：全職員及び那覇市立小中学校県費負担教職員 内容：健診結果事後指導及び健康相談 月2回×2時間 相談件数：41件
	保健師による健康相談	対象：全職員及び那覇市立小中学校県費負担教職員 内容：健診結果事後指導及び健康相談 週1回、または随時 相談件数：202件
上下水道	産業医による健康相談	対象：全職員 内容：医療全般

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	メンタルヘルス基礎研修	20代一般職員、未受講者及び臨時・非常勤職	平成20年10月 (全2回) 「職場のメンタルヘルスの基礎知識とストレスの気づきと対処法」 受講者：395人
	管理監督者メンタルヘルス研修 (実践)	管理監督者	平成20年10月20・21日 (2回) 「傾聴・実践的コミュニケーションの向上」 受講者：49人
	管理監督者メンタルヘルス研修	主幹職以上	平成21年1月23日 「組織で取り組むメンタルヘルス」 受講者：198人
	腰痛予防講演会 - 整形外科トレーナー	クリーン推進課、土木管理事務所、環境保全課、公園管理室那覇市・南風原町環境施設組合派遣の現業職、その他希望者	平成20年8月 - 現場に生かすストレッチとレジスタンストレーニング「足からの癒しーフットセラピー」 受講者：61人

市長	熱中症対策 -保健師	クリーン推進課	平成20年7月(1回) 受講者: 50人
	メンタル講 話 -心理相談員	クリーン推進課	平成 21 年 1 月(1 回) 受講者: 50 人
	退職準備講 座における健 康教育 -保健師	退職予定者	平成21年1月 「60歳からの健康づくり」 受講者: 約150人
部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	生活習慣病 予防教室 -医師・栄養士	希望する職員	平成21年2月～3月 対象者: 40人
	看護学生実 習受入による 「健康展」	対象: 職員 実習生: 北部看 護学校	平成20年6月(1回) 受講生: 50人
教委	健康講演会		教委主催での健康関連講座なし(市長 部局主催講座へ参加)
消防		消防職全職員	消防職員(中央消防署) 20人 1 回 4 時間 (嘱託栄養士)
上下 水道		希望する職員	喫煙による健康障害及び周囲への影 響を知ること、「自分自身の健康」 「快適な職場環境」について考える 受講者: 10 人

(2) 職員厚生会の事業

職員に対する厚生制度は、地方公務員法第 42 条の規定に基づき、事業主の実施が義務付けられていることから、本市では職員の福祉の増進を図る目的で、条例により「那覇市職員厚生会」を設置し、次のような福利厚生事業を行っています。

項目	内容
給付事業	会員の慶弔に際し、各種の祝い金や弔慰金等を給付
文化・体育事業	卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等のスポーツ大会等の親睦事業の実施。スポーツ用品、レジャー用品の貸し出し。
施設事業	職員会館及び食堂の施設整備
補助事業	文体育成費 代表派遣補助、部出先補助、物品補助
	厚生事業 人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部補助

	レクレーショ ン事業	課単位で実施するピクニック等に対する補助
	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部補助
項目	内容	
共済事業	全国都市職員災害共済への任意加入手続き	
購買事業	厚生会売店（本庁者・銘苅庁舎）の運営	

那覇市職員厚生会の事業運営に必要な費用は、主に会員（職員）掛金と市負担金及び購買事業等の事業収入により賄われています。

会員掛金や市負担金の比率については、会員掛金率が職員の給与月額額の 1,000 分の 6、市負担金率が職員の給料総月額額の 1,000 分の 6 で同率となっています。

会員相互の扶助共済を目的とする祝い金や弔慰金等の給付事業は、全て会員掛金で賄われ、市負担金は厚生制度を実施するための費用（文化体育事業や補助事業、一般事務費、人件費等）に充てられています。

（３）公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数(H20.4.1～H21.3.31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務災害	常勤職員 (内臨時職員)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)	2 (0)	0 (0)	9 (0)
	非常勤職員 (内労災分)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (6)
	計	4	0	0	0	12	2	0	18
通勤災害	常勤職員 (内臨時職員)	5 (3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	6 (3)
	非常勤職員 (内労災分)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
	計	7	0	0	0	0	1	0	8
合計		11	0	0	0	12	3	0	26

(単位:件)

9 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

10 公平委員会の業務の状況について

（１）平成 20 年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請 1 件 未処理 0 件

（２）平成 20 年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請 0 件 未処理 0 件

那覇市公告第 8 1 号

平成 2 1 年 8 月 2 0 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 1 2 条第 4 項の規定により公示する。

ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 8 3 号

平成 2 1 年 8 月 2 0 日

掲 示 済

平成 2 1 年度、道路位置指定（変更・一部廃止）について

建築基準法第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づく道路位置の指定を次のとおりしたので、建築基準法施行規則第 1 0 条の規定により公告する。

その関係図書は、那覇市都市計画部建築指導課にそなえて一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

指定年月日	位置指定番号	道路位置指定の地名・地番	道路幅員(m)	延長(m)	内容
平成 21 年 4 月 14 日	1	繁多川 5 丁目 279 番 8	7.00m	- 5.00m	位置指定 一部廃止
平成 21 年 4 月 23 日	2	字安謝義理地原 249 番 21、 250 番 17	5.25m	4.20m	位置指定
平成 21 年 5 月 14 日	3	首里赤田町 2 丁目 10 番 10	4.50m	9.07m	位置指定
平成 21 年 7 月 16 日	4	真地御殿原 426-174・125・173	4.00m	- 6.00m	位置指定 一部廃止

那覇市公告第 8 4 号

平成 2 1 年 8 月 2 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙の当選人決定について

平成 2 1 年 8 月 1 6 日に執行した那覇広域都市計画事業真嘉比古島第二土地区画整理審議会委員選挙の当選人を土地区画整理法施行令 (昭和 30 年政令第 47 号) 第 35 条第 4 項の規定により、次のとおり決定したので、同令第 35 条第 5 項の規定により公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 宅地の所有者から選挙される委員の当選人

新垣 進	那覇市字真嘉比 2 番地
新垣 景布	那覇市おもろまち 4 丁目 1 5 番 1 7 号
新垣 秀夫	那覇市字真嘉比 6 番地
大浦 將	那覇市字真嘉比 2 3 1 番地 3
高屋 英正	那覇市字真嘉比 3 4 1 番地 4
岸本 功	那覇市古島 2 丁目 1 7 番地 1
玉城 朝弘	那覇市字真嘉比 3 6 2 番地 1
花城 史郎	那覇市字真嘉比 8 6 番地
高江洲 春江	那覇市字真嘉比 1 9 8 番地 2
比嘉 憲次郎	那覇市字真嘉比 1 番地
東盛 清八	那覇市字真嘉比 5 3 番地

2 宅地について借地権を有する者から選挙される委員の当選人

森 眞之	那覇市字真嘉比 1 2 7 番地 1
元 良三	那覇市字真嘉比 9 1 番地 1 1

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 2 9 号

平成 2 1 年 8 月 1 4 日

掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 23 条第 1 項の規定(永久選挙人名簿)及び同法第 30 条の 7 第 1 項の規定(在外選挙人名簿)により、平成 2 1 年 8 月 1 8 日(火)に縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

縦覧の場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 3 0 号

平成 2 1 年 8 月 1 4 日

掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院議員小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置する。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会告示第31号
平成21年8月17日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第4条の2第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,910人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 81,832人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 40,916人 |

那覇市選挙管理委員会告示第32号
平成21年8月18日
掲 示 済

期日前投票所について

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

期日前 投票所名	投票所に充てる施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第 1 投票所	那覇市銘苅庁舎 IT 会議室 (新都心銘苅庁舎 2 階)	銘苅 2 丁目 3 番 1 号	平成 21 年 8 月 19 日 ～ 8 月 29 日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 8 時
期日前 第 2 投票所	那覇市役所本庁 1 階ロビー	泉崎 1 丁目 1 番 1 号	平成 21 年 8 月 19 日 ～ 8 月 29 日 午前 8 時 30 分 ～ 午後 8 時

那覇市選挙管理委員会告示第 3 3 号

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

期日前 投票所	投票管理者		期間	同職務代理者		期間
	氏名	住所		氏名	住所	
期日前 第 1 投票所	仲里 惇	首里 平良町 1 丁目 14 番地 1	平成 21 年 8 月 19 日 ～ 8 月 24 日	系数 安男	首里 桃原町 2 丁目 36 番地 2	平成 21 年 8 月 19 日 ～ 8 月 29 日
	山入端 登志夫	字仲井真 98 番地 5	平成 21 年 8 月 25 日 ～ 8 月 29 日			

期日前 第 2 投票所	宮城 邦彦	首里赤平町 2 丁目 13 番地 2	平成 21 年 8 月 19 日 ~ 8 月 24 日	渡慶次 柴福	首里 赤平町 2 丁目 55 番地 1	平成 21 年 8 月 19 日 ~ 8 月 29 日
	國吉 真春	字識名 1253 番地 24	平成 21 年 8 月 25 日 ~ 8 月 29 日			

那覇市選挙管理委員会告示第 3 4 号

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

掲 示 済

投票所について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙の投票所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

投票区	投 票 所	所 在 地
1	石嶺小学校	首里石嶺町 4-360-8
2	城東小学校	首里石嶺町 2-74
3	城北小学校	首里石嶺町 1-162
4	城北小学校	首里石嶺町 1-162
5	大名児童館	首里大名町 2-75
6	首里公民館	首里当蔵町 2-8-2
7	城南小学校	首里崎山町 4-35-2
8	城西小学校	首里真和志町 1-5
9	首里高校	首里真和志町 2-43
10	松島中学校	古島 2-11-2
11	末吉老人福祉センター	首里末吉町 2-14
12	真嘉比小学校	字真嘉比 209
13	大道中央病院	安里 1-1-37
14	沖縄工業高等学校	松川 3-20-1

投票区	投 票 所	所 在 地
15	松川小学校	松川 1-7-1
16	大道小学校	字大道 146-1
17	石田中学校	繁多川 5-17-1
18	識名小学校	識名 2-2-1
19	上間小学校	長田 1-13-65
20	仲井真小学校	字仲井真 173
21	真地小学校	字真地 313
22	寄宮中学校	長田 1-13-65
23	真和志小学校	寄宮 3-1-1
24	真和志支所	寄宮 2-32-1
25	与儀小学校	与儀 1-1-1
26	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
27	古蔵中学校	古波蔵 4-8-1
28	安謝福祉総合施設内安謝児童館	安謝 2-15-1
29	曙小学校	曙 2-18-1
30	泊小学校	泊 2-23-9
31	神原小学校	樋川 2-7-1
32	壺屋小学校	牧志 3-14-12
33	市役所本庁	泉崎 1-1-1
34	神原中学校	樋川 2-8-1
35	城岳小学校	楚辺 2-1-1
36	壺川老人福祉センター	字壺川 28-2
37	久茂地小学校	久茂地 3-26-27
38	前島小学校	前島 1-7-1
39	那覇中学校	松山 2-24-1
40	若狭小学校	若狭 2-16-1
41	上山中学校	久米 1-3-1
42	上山中学校	久米 1-3-1
43	垣花小学校	山下町 17-1
44	小禄小学校	字小禄 1150
45	小禄南小学校	小禄 4-14-1
46	鏡原中学校	鏡原町 36-1
47	小禄支所	字宇栄原 1035
48	小禄中学校	宇栄原 2-23-1

投票区	投 票 所	所 在 地
49	小禄南公民館	高良 2-7-1
50	金城小学校	金城 4-3-1
51	新都心銘苅庁舎	銘苅 2-3-1
52	緑化センター	おもろまち 3-2-1

那覇市選挙管理委員会告示第 3 5 号

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

掲 示 済

投票管理者又はその職務代理者の氏名等について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
1	石嶺小学校	高良 喜宏	安座間 勉
2	城東小学校	浜元 泰三	宮良 努
3	城北小学校	座嘉比 光雄	浦崎 修
4	城北小学校	赤嶺 譲	小嶺 幸広
5	大名児童館	宮城 哲哉	我謝 輝
6	首里公民館	高吉 情次	宮良 佳孝
7	城南小学校	下地 敏雄	徳永 周作
8	城西小学校	神谷 乗治	照屋 宏樹
9	首里高校	眞喜屋 勇	辺土名 朝次
10	松島中学校	比嘉 和則	澤岷 寛明
11	末吉老人福祉センター	片山 伸二	上原 昭則
12	眞嘉比小学校	渡嘉敷 宗清	眞境名 元作
13	大道中央病院	前原 常雄	大城 仁志
14	沖縄工業高校	高江洲 修	城間 聡
15	松川小学校	大城 義智	久貝 斉
16	大道小学校	島袋 眞左樹	當山 忠彦
17	石田中学校	知名 洋美	山城 忠信
18	識名小学校	山城 正行	又吉 盛斗
19	上間小学校	瀬長 正勝	長濱 宗直
20	仲井真小学校	上原 俊	眞栄城 敬一
21	眞地小学校	金城 貞雄	東 政範
22	寄宮中学校	徳元 和政	高宮 修一
23	眞和志小学校	玉寄 隆雄	宮里 仁
24	眞和志支所	新里 眞和	坂井 葵
25	与儀小学校	新里 亨	辺土名 努
26	古蔵中学校	新城 浩一	山城 いと子
27	古蔵中学校	比嘉 世顕	座安 司
28	安謝児童館	稲福 吉久	下地 広樹
29	曙小学校	渡慶次 一司	元 健二
30	泊小学校	根間 秀夫	島袋 昇
31	神原小学校	古謝 秀和	嘉数 真
32	壺屋小学校	新里 博一	池原 哲之
33	市役所本庁	本田 邦夫	新垣 明美
34	神原中学校	上江洲 寛	平良 俊弥
35	城岳小学校	渡慶次 力	宮里 優

投票区	投票所	投票管理者	職務代理者
36	壺川老人センター	与儀 実彦	古堅 博己
37	久茂地小学校	佐久川 政健	徳嶺 克志
38	前島小学校	仲田 恵司	我那覇 昌次
39	那覇中学校	倉原 英弘	又吉 英一郎
40	若狭小学校	大城 伸雄	佐々木 一肇
41	上山中学校	中本 順也	石嶺 伝彦
42	上山中学校	崎枝 智	山田 裕之
43	垣花小学校	仲本 達彦	長瀬 達也
44	小禄小学校	上江洲 清尚	渡真利 治
45	小禄南小学校	栄野元 到	安里 成顕
46	鏡原中学校	具志堅 英治	上原 晃
47	小禄支所	大嶺 毅	赤嶺 文哉
48	小禄中学校	玉寄 博道	上原 学
49	小禄南公民館	長田 健二	山入端 慎吾
50	金城小学校	高江洲 義人	戸張 洋史
51	銘苅庁舎	小嶺 理	宮城 直久
52	緑化センター	高江洲 広美	新川 琢也

那覇市選挙管理委員会告示第36号
平成21年8月18日
掲 示 済

開票の場所及び日時について

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 場 所 那覇市字識名1227番地
 那覇市民体育館 メインアリーナ
- 2 日 時 平成21年8月30日(日) 午後9時10分

那覇市選挙管理委員会告示第37号

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

掲 示 済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の氏名等について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

小選挙区選出議員選挙

開票管理者		職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
瀬良垣 武安	首里石嶺町2丁目 17番地1	美里 榮一	若狭3丁目 43番5号

比例代表選出議員選挙

開票管理者		職務代理者	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
比嘉 朝文	首里崎山町1丁目 14番地2	兼島 雅仁	松尾1丁目19番 31—703号

那覇市選挙管理委員会告示第38号

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の氏名等の掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 日 時 平成 2 1 年 8 月 3 0 日 (日) 午後 5 時
- 2 場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会

那覇市選挙管理委員会告示第 3 9 号

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が 1 0 人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 場 所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局
- 2 日 時 平成 2 1 年 8 月 2 7 日 (木) 午後 5 時 3 0 分

那覇市選挙管理委員会告示第 4 0 号

平成 2 1 年 8 月 1 8 日

掲 示 済

裁判官の氏名等の掲示場所について

平成 2 1 年 8 月 3 0 日執行の第 2 1 回最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
1	2	首里石嶺町4-360-8 石嶺小学校前(ガードパイプ)
2	4	首里石嶺町2-191-8 神谷アパート前(歩道フェンス)
3	8	石嶺町1丁目 城北小学校体育館前(ガードパイプ)
4	3	首里久場川町2-96 久場川市営住宅R棟横ポンプ室跡地前(ガードパイプ)
5	1	首里大名町3-80 サンエー大名生活食品館前 (ガードパイプ)
6	2	首里汀良町3-11 上里宅付近 (ガードパイプ)(歩道向き)
7	4	首里赤田町2-57 名城宅前 (ガードレール)
8	3	首里真和志町1-5 城西小学校正門入口横 (フェンス)
9	2	首里寒川町1-27-2 玉城宅向い (内側ガードフェンス)
10	7	古島1-19 宇久増公園内(木柵) 八木宅向い
11	5	首里末吉町2丁目14 那覇市末吉老人福祉センター斜め向い(ガードレール)
12	7	真嘉比小学校 西側門左側(フェンス)
13	3	宇安里24 玉城宅前(ガードレール)
14	2	宇松川448-1 喜納マンション前ガードフェンス
15	1	宇松川386-1 ユタカハイム前(転落防止柵)
16	7	宇大道73-1 バイパスアパート横(転落防止柵)
17	4	繁多川2-14-7 石田中バス停後方歩道側ガードレール
18	1	識名2-13-46 (有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス
19	8	長田2-1-20 ビデオショップ大都会前ガードパイプ
20	5	宇仲井真133 シュウズプラザナハ国場店前(後方柵)
21	5	宇真地313 真地小学校前ガードレール
22	6	宇国場693 島宅前ガードパイプ
23	1	寄宮3-1-1 真和志小学校正門前ガードパイプ (車道向き)
24	6	寄宮1-1 与儀公園西側バス停後の植栽フェンス
25	1	与儀1-3 旧県立那覇病院前与儀バス停横(ガードパイプ)
26	3	宇古波蔵266 契約駐車場前(ガードパイプ)
27	2	古波蔵3-7-25 赤十字社沖縄県支部駐車場前(ガードパイプ)
28	2	安謝2-15 安謝市営住宅付近(ガードフェンス)
29	4	曙2-18 曙小学校(正門左側フェンス)横断歩道前
30	8	泊小学校 正門付近(ガードパイプ)
31	3	樋川2-8 神原中学校前四条橋(欄干)
32	3	牧志2-13-2 高良宅横(ガードレール)
33	4	泉崎1-1-1 市役所県庁側(花壇と壁の間)
34	4	楚辺1-5-1 桃原司法書士事務所横(ガードレール)
35	2	楚辺2-1 城岳小学校前(植栽)

審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所(告示)

投票区	番号	設置場所(所在)
36	5	壺川2-3-9 那覇社会保険事務所向い壺川中公園内(緑地)
37	7	久茂地3-26 久茂地小学校正門横付近(ガードパイプ)
38	7	前島1-3 前島中央公園(柵)
39	3	松山2-24-1 那覇中学校体育館側(植栽)
40	1	若狭2-16 若狭小学校正門横(植栽)
41	3	久米2-15 久米公園遊び場入り口(囲い)
42	4	辻1-7 辻南公園側(ガードパイプ)
43	1	山下町31 垣花食堂向いガードパイプ
44	7	字小禄414番地 タカラ契約駐車場前ガードパイプ
45	6	字小禄1005-3 長嶺第2アパート駐車場落下柵
46	5	鏡原町37-1 漫湖公園テニスコート前植込み
47	7	字宇栄原869 宇栄原団地C-15向かいガードパイプ
48	8	高良3-3-1 ちょこっとパーキング前ガードレール
49	3	高良2-3-18 小禄農協横落下柵
50	4	田原3-6-1 小禄市営住宅5棟前駅階段前フェンス
51	1	銘苅2-3-1 新都心銘苅庁舎前
52	4	新都心公園(植栽) パークサイドおもろ向い

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第 1 号

平成 2 1 年 9 月 1 日

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市福祉事務所長

澤 岷 郁 子

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程(昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表 [略] 健康福祉部副部長の専決事項 (1) 児童福祉法第 21 条の 6 に規定する障害福祉サービスの措置に関すること。 (2) ~ (10) [略] [略] 障害福祉課長の専決事項 (1) ~ (9) [略] (10) 難病患者等居宅生活支援事業の実施について(平成 8 年厚生省健医発第 799 号)に基づく難病患者等日常生活用具給付事業に関すること。 (11) ~ (14) [略] [略]	別表 [略] 健康福祉部副部長の専決事項 (1) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 6 に規定する障害福祉サービスの措置に関すること。 (2) ~ (10) [略] [略] 障がい福祉課長の専決事項 (1) ~ (9) [略] (10) 難病特別対策推進事業について(平成 20 年厚生労働省健発第 0331003 号)に基づく第 7 難病患者等居宅生活支援事業に関すること。 (11) ~ (14) [略] [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

正 誤

○ 那覇市公報号外第699号の正誤

2009(平成21年)年 3 月31日付け那覇市公報号外第699号の那覇市条例第 2 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1294	下から 3 行目	平成21年 3 月31日	平成21年 3 月27日 公 布 済

○ 那覇市公報第1506号の正誤

平成21年 7 月 1 日本市公報により公布(2009(平成21年)年 7 月 1 日那覇市公報第 1506号登載)した那覇市条例第21号那覇市税条例の一部を改正する条例中、付則第 1 条(施行期日)第 3 号中「農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第 号)」は、平成21年 6 月24日農地法等の一部を改正する法律の公布により「農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)」となった。